

承継新聞

大分県事業承継新聞

9月15日
(水曜日)

発行所:大分県商工会連合会
事業承継・引継ぎ支援センター内
〒870-0026
大分市金池町3-1-64
大分県中小企業会館5F
Tel 097-585-5010
Fax 097-585-5011
https://oita-shoukei.org

県内各地で相談会開催

悩まず、ご相談ください

大分県内の60歳以上の事業主の半分以上は後継者がいないという衝撃的なデータが県内1万7千社の調査で明らかになりました。この調査は、県内の商工会・商工会議所、金融機関等のご協力により平成29年度〜令和2年度の4年間にかけて実施しました。さらに、新型コロナウイルスの影響で廃業するかもしれない企業の増加も懸念されています。そこで、昨年度から専門家を変えて個別相談会を実施しています。たつぷり1時間を専門家と本センターの職員が対応します。今後の予定は、以下の通りです。詳細については、本センターのホームページの最新情報でお知らせします。相談は無料で秘密厳守です。

- 10月28日(木) 佐伯市いきき城山桜ホール
- 11月10日(水) 杵築市商工会
- 11月15日(月) 中津市新博多町交流センター
- 11月17日(水) 豊後大野市商工会
- 11月19日(金) 九重町商工会
- 11月26日(金) 28日(日) ホルトホール大分
- 12月1日(水) 由布市社会福祉協議会
- 12月3日(金) 国東市商工会
- 【すでに終了した地域】
- 8月10日(火) 宇佐市、
- 8月25日(水) 竹田市、
- 9月7日(火) 12日(日) 別府市(あす・べっふ)

相談会でご対応いただく先生

【弁護士】 敬称略
上野 貴士、碓井 啓仁、北崎 裕一郎、小白川 類、生野 裕一、正岡 諭、釈倉 了胤

【税理士】 敬称略
池田 至郎、加藤 一郎、清末 敬弘、蔵前 達郎、後藤 大輔、佐藤 公亮

9月17日(金) 豊後高田商工会議所
10月18日(月) 野津中央公民館



宇佐市の相談会の様子

ドバイスを願いたい。

③代表者に子供がいるが、全員県外に在住し大手企業に就職している。現状では子供への承継はないとの事であり、従業員承継を考えているが、手順・方法・適任者の人選等で悩んでいる。

④株価の評価について知りたい

⑤M&Aについて知りたい。

⑥そもそも、事業承継の仕方が分からない。

とにかくお気軽に専門家のアドバイスを『無料』で受けることができる絶好の機会です。お気軽に当センター又は地元商工会・商工会議所へお問い合わせください。

その取り組みに要する経費の一部を国が補助する仕組みです。

創業支援型、経営者交代型、M&A型、買手支援型、売り手支援型等があります。事前に電子申請システムの登録が必要です。

補助率、補助上限額の高い制度は既に終了し、本年度予算分のみが9月中旬から開始される予定です。

経営者交代型(親族内承継等により経営資源を引き継いだ事業者への支援)・補助率2分の1で補助上限額は250万円です。

M&A型は補助率は同じですが、補助上限額は500万円です。どちらも廃業を伴う場合は200万円の上乗せがあります。

詳細については、『事業承継補助金 令和3年度 経済産業省』で検索するかお近くの商工会・商工会議所へお問い合わせください。

昭和22年に「菓子包材メーカー」として大分市で創業。九州を中心に、北は青森から南は沖縄までの個人経営の和菓子店、お菓子の包装袋の製造と印刷を自社内で一貫して行い、小ロットで提供しています。

現社長の杉村繁さん(73歳)は、25年前に先代の急死により社長を引き継ぎ、社業の発展のため懸命に努力してきたそうです。一人息子の祥弘(よしひろ)さん(41歳)が17年前に大学を卒業後、同社に入社し、一緒に経営に参加してくれたことが心の支えにもなったと話してくれました。

後継者の祥弘さんは、九州外の和菓子店に積極的にダイレクター戦略でセールスを行うなど経営の先頭に立つ機会も多くなりました。父の繁さんが事業承継の準備をそろそろと考え

交代に向けた新たな歩みが始まりました。

大分市向原沖2丁目4の40
097-552-2236

三三情報

前号でお知らせした、山中統括責任者の後任である山村文彦統括責任者が7月1日に着任しました。金融機関のOBで事業承継やM&A支援の経験もあり、その指導手腕に期待されるそうです。ご本人は「統括責任者として務めさせて頂くことになりました。各支援機関の皆様方のご協力、ご支援を賜りながら、お役に立てるように努めます。」とのお返事をいただきました。趣味は山登りだそうです。

承継事例紹介

日本の菓子文化の向上に貢献します

オリナスパック株式会社
後継者 杉村祥弘さん

大分県中小企業団体中央会に相談。

繁さん・祥弘さんと当センター・中央会・専門家が承継における課題の整理、目標・対策を検討して、承継の設計図ともいえる「事業承継計画」を作成しました。新たに経営理念「菓子包材を通じて日本の菓子文化の向上に貢献します。」を策定。具体的な行動計画として後継者の思いである「お客様にとって、なくてはならない企業」「社員一同の生活の向上を目指す」も作成。承継計画における目標として、

①安定的な経営ができる売上規模となり、社員も増員し、業務に余裕を持たせる。②九州外の和菓子店の取引先を増やし、九州圏では洋菓子の取引先を増やす。③会社負担で全社員と家族での年1回の社員旅行を行う。なども定まり4年後の社長

エリアCCO現場から

堤 泰秀

エリアコーディネーターとして、大分市、由布市、臼杵市、津久見市、佐伯市を今年度も担当します。

個人の事業承継で父から子へ承継した事例をご紹介します。父親が廃業届、息子が開業届を税務署に提出することで一件落着

「名義を変えるだけでいいでしょ」という相談から始まりました。気を付けなければいけない点をご紹介します。

まずは、生計を一にしているかどうかです(国税庁のホームページでは「日常生活の資を共にすること」とされています)。俗にいう同じ釜の飯を食べているかが、大きな分かれ目になります。所得税では、生計を一にする場合、父から息子に申告者名(開業手続き)を変えた場合、父親の事業用資産をそのまま使用しても、固定資産税や減価償却費を必要経費とすることが可能です。これが別居となると扱いが変わりますので要注意です。

例えば、①事業承継後、後継者が事業用資産を賃借した場合は、その支払った賃料は、後継者の事業所得の必要経費となります。先代は事業用資産の賃料収入として、不動産所得の申告が必要となります。

②経理を担当する先代の母親が引き続き経理を担当する場合は、後継者の事業では専従者ではなく、従業員扱いとなります。

これら以外にも色々な問題が発生する可能性があります。

先代夫妻と後継者夫妻が、事業承継後の所得や生活費をシミュレーションし、対策をたてておくことで、承継後に予想外の費用負担の増加を防ぐことができます。個人事業主の方は、支援機関を通じて事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、一緒に承継後の事業や生活のやり繰りを考えてみましょう!



YouTubeチャンネルを開設しました

本センターでは、気軽に事業承継に関する様々な情報を発信するために8月16日にユーチューブ・チャンネルを開設しました。

本センターのホームページと連動しています。

内容は、専門家による解説(弁護士・士上野先生による事業承継で気を付ける点の3部作と加藤一郎税理士による税務上の注意点や事例)です。また、当センターで支援させていただいた事業者の最新の状況について、臼杵市の後藤製菓さん、竹田市のトラベルイン吉富さんなども登場していただきます。

ぜひ、クリックしてみてください。同時にメールマガジンを配信することになり、同じくホームページから登録できます。これも事業承継施策などの最新情報を月2回程度配信します。



で、ご登録ください。



後継者育成塾

中小企業・小規模事業者の後継者候補や、承継後でもない経営者等の方を対象に「自社のあるべき姿」を真剣に考え、経営者として必要な知識やスキルを磨くために、『おおいた後継者育成塾』が次の日程で開催されます。経営革新計画等の策定を通じて、企業の経営力強化や後継者同士のネットワーク作りを応援していきます。後継者の方から、「決算書の見方がよくわからない」とか「会社の技術は伝承できず経営の手法がまだよくわからない」という声を聞きます。後継者のお悩みにこたえる研修会です。是非ご参加を。いずれも18:00~21:00です。



昨年の様子です

第1回 10月5日(火) 「現状分析」モデル事業により現状分析の手法を学び、自社の分析を行います。講師・岩崎 美紀(中小企業診断士・当センターのコーディネーター) (第2・5・6回も担当)

自社株の移動

Q 後継者への自社株の承継のタイミングは早い方がよいと聞きましたが?

A 会社組織の場合、経営権を後継者に渡すには、自社株をしっかりと移動させていくことが重要です。

後継者へ自社株を承継する方法としては、①相続時に移転、②生前に贈与、③生前に譲渡の3通りがあります。後継者に経営権を承継するには、

持株比率の67%以上ないと重要な事項を決めることができません。もし、現経営者が100%株式を持っていて、後継者一人に株を遺言で集中させた場合(遺言がないと法定相続となり、後継者への自社株集中が困難になります。)、不平等な財産分割となり「争族」問題に発展するかもしれません。そこで、生前に事業をしっかりと引き継いでくれる後継者へ自社株を移動させておくことで、相続時の自社株を減少させてリスクを軽減することが大事です。生前に「贈与」する場合には、非課税程度の範囲や株価の低い時点での贈

与が考えられます。3年経過すれば税務上の相続財産から外されることでもあります。「譲渡」する場合には自社株が売却代金という現金資産となり、売却株式は遺留分の対象外となります。後継者以外の兄弟がいる場合、子供同士で分割を決めることはトラブルのもととなるので、財産の分割は、しっかりと現社長が決めることが大切です。遺留分問題もありしっかりと対策を立てておくことが会社自体の永続的発展につながります。事業承継計画の支援を当センターでも実施していますので活用ください。

市の補助制度

大分市・中小企業事業承継支援補助金制度を創設。支援機関の支援を受け企業価値の算定、計画作成やM&A仲介手数料などが対象。補助率が3分の2で50万円が上限。申込みが数多いようです。要確認です。

別府市・9月7日から12日まで、別府市で開催した事業承継大相談会の開催に関する費用を予算化しました。

専門家も知識吸収

本センターの事業承継支援にあたり、外部専門家(税理士、弁護士、中小企業診断士等)にお手伝いいただき、親族内承継では事業承継計画策定、第三者承継では、企業概要書の作成支援等を行っています。7月26日開催の研修会では作成技術の統一化、スキルアップを目的に東京の事業



「経営者」の大切な研修しました。事業承継計画書作成講座では「経営者」の大切な

思いを込めた事業承継計画書を作るコツ」と題して、計画書を作成するだけではなく作成を通しての細かい支援方法の講義がなされました。研修の後半には実際の現場で支援する手法としての事例による研修も行いました。参加者20名は会場でも、オンラインでの参加も20名で、具体的に作成していく手順に添って、熱心に耳を傾けていました。

宇佐市・8月10日に宇佐市役所で開催された事業承継相談会に関する費用が予算化。中小企業診断士に依頼して企業診断書作成費用の補助を創設。補助率が3分の2で15万円が上限です。来年度以降も各市町村で事業承継に関する施策の創設が期待されます。



「図解でわかるM&A入門」親族内事業承継が減少(最近では30%程度といわれている)する中で、後継者がいない企業の存続方法としてM&Aの手法が見直されてきています。以前は、会社の身売りとか乗っ取りという悪いイメージで取られていましたが、国を挙げて廃業を減らすために上手に引き継ぐ支援も行っています。具体的に図も使って説明されています。

編集後記

オリンピック・パラリンピックが終わりましたね。前回の東京オリンピックの時小さいながら鮮明に記憶に焼き付いています。東洋の魔女の活躍などワクワク、ハラハラして見ていました。今回は、無観客だったので盛り上がり方が今一歩だったような。コロナに振り回された結果でしょうか。来年の今頃は、治療薬もできてみんながマスクを外して、ワイワイできる日が来ることを夢見ましょう。